見積条件

1 見積書記載金額

見積書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって契約価格とするので、見積り参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を見積書に記載すること。

2 見積等

- (1) 見積参加者は、代理人に見積りさせるときは、その委任状を持参させなければならない。
- (2) 郵送による見積りは、認めない。
- (3) 見積を辞退する場合は、郵送又は持参により辞退届(任意の様式)を提出のこと。
- 3 見積りの無効

次の各号のいずれかに該当する見積りは無効とする。

- (1) 民法 (明治 29 年法律第 89 号) 第 90 条 (公序良俗違反)、第 93 条 (心裡留保)、第 94 条 (虚偽表示) 又は第 95 条 (錯誤) に該当する見積り
- (2) 見積りに参加する資格を有しない者のした見積り
- (3) 委任状を持参しない代理人のした見積り
- (4) 記名押印をしていない見積り
- (5) 金額を訂正した見積り
- (6) 誤字、脱字等により必要事項が確認できない見積り
- (7) 明らかに連合によると認められる見積り
- (8) 同一工事の見積りについて他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の見積り
- (9) 現場説明のある場合は、現場説明に参加しない者のした見積り
- (10) 共同企業体にあっては、その構成員全員の記名押印をしていない見積り
- (11) その他見積りに関する条件に違反した見積り
- 4 契約の相手方の決定

見積りを行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって見積りした者を契約の相手方とする。

- 5 公正な見積りの確保
 - (1) 見積り参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に 抵触する行為を行ってはならない。
 - (2) 見積り参加者は、見積りに当たっては、競争を制限する目的で他の見積り参加者と見積り価格又は見積り意思についていかなる相談も行わず、独自に見積り価格を定めなければならない。
 - (3) 見積り参加者は、他の見積り参加者に対して見積り価格を意図的に開示してはならない。
- 6 あて名

見積書のあて名は、県南広域振興局長 とするものとする。